

2022年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 大 林 組
代 表 者 名 取締役社長 蓮輪 賢治
(コード:1802、東証プライム、福証)
問 合 せ 先 本社総務部長 宮本 隆太郎
(TEL 03 - 5769 - 1017)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を本年6月23日開催予定の第118回定時株主総会に上程することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 変更の目的

(1) 当社株主総会の議長は、現行定款第15条(議長)に「あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれに当たる」として規定されており、これに基づき、毎年、取締役会にて社長を議長に選定する運用としております。

このため、社長が株主総会の議長に当たることを明確にするための変更案をお諮りするものであります。

(2) 現行定款には「社長」に関する定めがないことから、上記(1)の変更に伴い、定款第26条(執行役員)に「社長」の定めを新たに規定し、所要の変更を行うものであります。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

ア 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

イ 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするための規定を設けるものであります。

ウ 株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

エ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、<u>あらかじめ取締役会で定めた代表取締役</u>がこれに当たる。</p> <p>当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(執行役員)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役から業務執行権限の委譲を受け、専ら業務執行を担当する執行役員若干名を置くことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、<u>社長</u>がこれに当たる。</p> <p><u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役が議長となる。</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(執行役員)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役から業務執行権限の委譲を受け、専ら業務執行を担当する執行役員若干名を置く。</u></p> <p><u>取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
< 新 設 >	<p>(附則)</p> <p><u>1 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3 日程

定時株主総会開催日 2022年6月23日(予定)
 定款変更の効力発生日 同日

以 上